住宅確保要配慮者への 居住支援相談事例集

はじめに

平成29年に住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が改正されました。住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度が整えられ、住宅確保要配慮者居住支援法人による入居相談・支援など、住宅確保要配慮者の入居の円滑化が図られ、住宅確保要配慮者に対する様々な支援の土壌が整いつつあります。一方で、こうした制度がまだ十分に活用されておらず、住宅確保要配慮者のもとに居住支援の手が届いていないという側面もあります。

本冊子では、様々な事情を抱える住宅確保要配慮者の居住支援の相談事例を参考に、実際に対応している居住支援法人等の声と併せて、現状と課題、解決への道筋等をまとめたものです。居住支援の相談を受けた際の参考となれば幸いです。 (国土交通省及び厚生労働省の資料から振粋して作成)

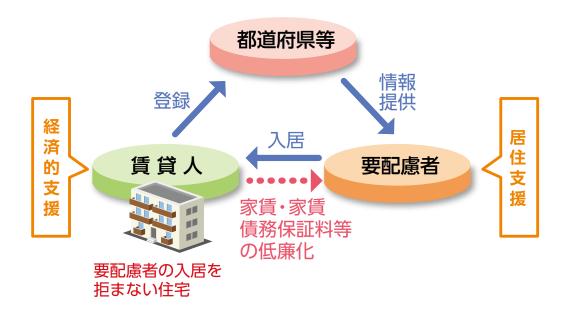
~制度・用語~

住宅セーフティネット制度:

高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方のために、民間の空き家・空き室を活用して、住宅確保要配慮者*の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の供給を促進することを目的とした制度。「登録制度」「経済的支援」「居住支援」の3つの柱から成り立つ。

※低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

セーフティネット住宅制度のイメージ



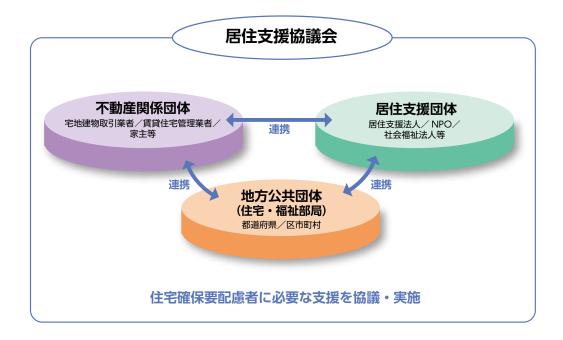
~制度・用語~

セーフティネット住宅:

住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅。

居住支援協議会(住宅確保要配慮者居住支援協議会):

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携(住宅セーフティネット法第51条等1項)し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。



居住支援法人(住宅確保要配慮者居住支援法人):

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

目 次

1低額	所得者・生活困窮者の事例	
事例 1	日払いの仕事をしながらネットカフェ暮らしもケガで行き詰まり	4
事例 2	2 集団生活が苦手なホームレス状態の方の居住支援	
制度·	・用語	8
2高齢	者の事例	
事例 1	L 体力の衰えから住み替えたいケース	9
事例 2	2 家族環境の変化で経済的な理由から現在の物件を	
	退去せざるを得ないケース	
保証サ	ナービスの図	12
3身体	障害者の事例	
事例	事故で入院、車椅子生活となった方の退院後の住居探し	15
4 視覚	障害者の事例	
事例	目が不自由だが自立して暮らしたい	17
5 精神	障害者の事例	
事例	100 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	
制度・	· 用語 ······	21
6ひと	り親の事例	
事例	コロナ禍の中、子どもたちが家にいることでテレワークも	
	ままならず、仕事に支障が出てしまうので転居したい	
制度·	用語	25
7外国.	人の事例	
事例	子どもが成長して引っ越しを考えているが、納得できる物件を	
	紹介してもらえない	26
BDV被	度害者の事例	
事例 1	コロナ禍で働けなくなった夫が家にいて荒れるようになった	29
事例 2	2 父親から虐待をうけていた女性の独立	30
制度·	· 用語 ······	31
9刑務	所出所者の事例	
事例	刑務所出所者の居住支援と就労支援	32
制度·		

1 低額所得者・生活困窮者の事例

日払いの仕事をしながら ネットカフェ暮らしも ケガで行き詰まり…

【低額所得者】

相談者

日払いの仕事でやりくりしていたが、ケガをしてしまったネットカフェ 暮らしの男性

相談先

居住支援協議会を介して居住支援法人へ相談

相談内容

日払いの仕事をしながらネットカフェで暮らしていたが、ケガで日払い の仕事もできなくなり、お金がないのでネットカフェに泊まることもで きなくなった。

対応

こうしたケースでは、相談者が精神的に追い込まれていることが多いので、面談を通じて精神状態を確認。お金はないものの精神的には働ける余力がある状態だったので、初期費用なしの物件をサポートして、フリーレント(入居後の一定期間は家賃が無料になる契約形態)をつけたり、家賃を分割にしてもらったり、また食事の提供をしたりというサポートをしながら、まずは日払いの仕事を続けることで生活を立て直す形で対応。安心感もあってか、現在は精神的にも安定して働いている。

対応した居住支援法人の担当者に聞く

コミュニケーションをとってどのように 生活を再建するのかをイメージする

近年ネットカフェで暮らす人が増えています。

▲ 元々は、正社員で働いて賃貸物件に住んでいた方が、精神的な理由などで仕事を辞めた際に、十分な預貯金がなく、頼れる親戚等もいない場合、家賃が払えず住居を出て行かざるを得なくなることは珍しくありません。非正規で働いていた方なら、尚更起こり得ることです。精神的に病んでいる場合は次の仕事もなかなか見つからないので、よくあるのが、ギリギリの状況になって日払いで寮付きの仕事に就くパターンです。ところが、こうした仕事は労働環境がよくないケースが多く、精神的にさらに追い込まれてしまい、寮付きの仕事も辞めざるを得なくなる。そこからネットカフェに流れるケースが多いです。

Q ネットカフェで暮らせるものなのでしょうか。

▲ ネットカフェは1泊3,000円くらいのところが多く、日払いで8,000円稼いだとしても、食事やシャワー代なども払いますから、お金はあまり残りません。それでも仕事が続いている間は何とかなりますが、1日、2日仕事を休むと苦しくなります。1泊3,000円だと月額にすると9万円にもなります。アパートは家賃4~5万円程度のところもありますから、その差額は大きいのですが、追い込まれてしまうと思考が止まってしまい、自分ひとりではなかなか冷静に考えられなくなってしまいます。そこを面談でコミュニケーションを取りながら、ベストな再建策を一緒に考えるようにします。

○ 精神的状態が悪い場合はどう対応するのですか。

★ その場合はすぐに仕事に就くのは困難なので、初期費用なしのアパートに入居して、 生活保護を申請して生活再建します。ネットカフェは光が入らない部屋が多く、その 中でルーティン化した生活が続くとうつ症状になりやすく、精神的には厳しいです。 今まで関わってきた方の中には、ネットカフェで10年暮らしたという例がありまし た。もう身分証も切れてどうにもできなくなって、そのまま日払いの仕事でつないで いたという稀なケースです。

Q 身分証がないというケースもあるのですね。

▲ 身分証が切れても、例えば、一度登録した先であれば日払いの仕事はそのまま続けられてしまうケースがあります。最近は日払いの仕事用のアプリもあるので、それでかろうじて生き延びることができ、普通の生活に戻れなくなる面もあります。携帯電話を持っていない方、銀行□座がない方、以前の住居に残したまま強制退去になってしまった方の例もあります。また家賃を滞納したままネットカフェに流れてしまい、住民登録も変更できないまま、住民基本台帳カードの期限も切れてしまったという方もいました。

○ 行政の担当者への要望などはありますか。

▲ 「行政から断られた」という相談者の方もよく来ますが、話を聞いてみると仕方ない部分もあります。行政も手一杯の状態で対応していますから、それでも相手を傷つけない形で何か言わなければならないとなると、どうしても「頑張りましょう」というような言葉になってしまう。連携しながら対応できればと思います。

こうしたケースでの居住支援のポイントはどのような部分ですか。

▲ 間違いなく一番大事なのはコミュニケーションです。こうしたケースでは、家賃滞納や借金があることも珍しいことではありませんが、その場合、滞納や借金が総額いくらで、月々どれくらいなら払えるのかというところを具体的に詰めて、現実的な落としどころを見極めて入居にもっていきます。話すことで相談者も精神的に楽になりますし、私たちも預金残高を確認することはありません。相談者を理解して、最も無理のない形で生活再建をすることを心がけています。

1 低額所得者・生活困窮者の事例

集団生活が苦手な ホームレス状態の方の 居住支援

【牛活闲窮者】



ホームレス状態の方の男性



ホームレス支援団体の紹介で居住支援法人へ相談



ホームレス状態からの脱却を目指して、居住支援協議会に相談。無料 低額宿泊所を紹介されたが、集団生活に馴染めず、逃げ出してしまい、 ホームレス支援団体を通じて相談があった。



ホームレス支援団体が運営するシェルターに入居して、そこに住民票を 置いたうえで現在、部屋探しを行っている。

対応した居住支援法人の担当者に聞く

ホームレス状態の方の場合、居住支援に至る までのさまざまな手続きの支援も必要

- **Q** ホームレス状態の方の居住支援の現状を教えてください。
- ▲ ホームレス状態の方は、生活困窮者自立支援法、生活保護法の対象となり得ます。 ただし、高齢者や障害がある場合を除けば「働く能力がある人」は少なくないため、 生活保護制度の要件を外れるケースも多いです。
- ホームレス状態の方のように住所が定まっていないケースでも生活保護は受けられるのですか。
- ▲ 「どこの自治体にいるのか」がはっきりしていれば申請自体は可能です。ただ、皆さんが躊躇されるのは、行政に相談に行くと相部屋の無料低額宿泊所や自立支援センターを紹介されてしまうことが多いためです。
- 入れる施設が見つかればいいというわけではないのですか。
- ▲ こうした施設は門限があったり、電話が1日何回までと決められていたり、様々なルールや制限があります。集団生活に馴染める方は問題ないのですが、人間関係が難しくてホームレス状態になった方も多いので、そういった方は、一旦入っても逃げてしまうことがあります。その場合、ホームレス支援団体が同行して、そうした施設に入りたくない旨を行政に伝える必要があります。ホームレス支援団体が運営している個室シェルターなどに入って、そこに住民票を置き、身分証明書をつくり、部屋探しをするケースもあります。
- 成約に必要な住民票はどうしていますか。
- ▲ 長年ホームレス状態の方だと住民票がどこにあるかわからなくなっていたり、職権 消除(各自治体が住民の居住実態の調査を行い、事実に反する場合、その者の住民登 録を職権で抹消すること)により住民票そのものがなくなっていたりするケースもあ ります。特に職権消除の場合、復活手続きも一人では難しいので、お手伝いをするこ とになります。居住支援といっても、部屋探し以前のお手伝いもかなり多いのが現実 です。

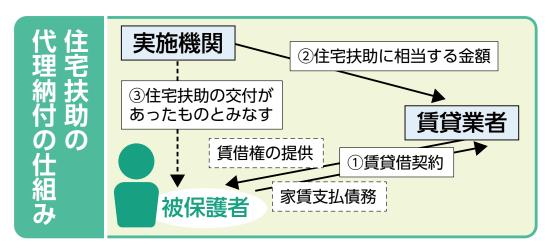
~制度・用語~

無料低額宿泊所: 社会福祉法第2条第3項に定める第2種社会福祉事業のうち、その第8号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、 又は宿泊所その他施設を利用させる事業」に基づき設置される施設。

生活保護制度:資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、 その自立を助長する制度。

住 宅 扶 助:困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対して、家賃、 間代、地代等や、補修費等住宅維持費を給付するもの。なお、住宅扶助に ついては保護の実施機関による代理納付が可能となっている。

住宅扶助の代理納付



【国土交通省】生活保護制度における住宅扶助の代理納付について(情報提供)を参考に作成

2 高齢者の事例

事 例 1

体力の衰えから 住み替えたいケース

【高齢者】

相談者

体力の衰えを感じて住み替えを希望している高齢者

相談先

居住支援協議会を介して居住支援法人へ相談

相談内容

都内にある団地の3階に居住している高齢者夫婦が、体力の衰えが進みエレベータのない現状について、居住支援協議会へ引っ越しの相談をした。特に買い物の帰りは、荷物を抱えていることもあり苦労して階段を利用している。しかし、通っている病院などの生活の便を考えれば同じ団地の1階の部屋が良いが、空き状況など現状を踏まえたうえで、なるべく近くで環境が変わらないような部屋に引っ越したいとの希望を伝えた所、居住区内にある居住支援法人を紹介された。

対応)

あいにく同じ物件の1階に空き部屋はなく、近くの物件を探すことに。いくつか候補を挙げたうえで、内見に同行し、部屋への出入りや段差の有無などを実際に体感してもらったうえで、納得して部屋を決めてもらい、入居手続きに入った。大きな環境変化なしに希望した1階の部屋に転居することができ、買い物等も今までより楽になったと喜んでもらっている。



2 高齢者の事例

事例っ

家族環境の変化で経済的な 理由から現在の物件を退去 せざるを得ないケース

【高齢者】【生活困窮者】

相談者

夫が死去して一人暮らしになったことから、住み替えを希望している団 地に住む高齢者

相談先

老人クラブの紹介で居住支援法人へ相談

相談内容

元々、家族でファミリー向けの公営団地に住んでいた。子どもたちが独立して部屋を出て行って以来、夫と二人暮らしになっていたが、その夫も最近亡くなり一人になってしまった。収入は年金のみで、ファミリータイプの今の部屋の家賃は経済的に払いきれず、単身でも無理なく家賃が払える部屋への引っ越しを希望

(対応)

家賃が払いきれなくなる前の早めの相談であったことから、すぐに次の 部屋を探して希望に合う部屋を紹介、転居が実現した。転居先も公営団 地で初期費用はかからず、現在は年金でも無理のない家賃で生活してい る。

対応した居住支援法人の担当者に聞く

誰もがいずれは高齢者になる。重要なのは 地域包括ケアシステムを機能させること

- Q 高齢者の居住支援に関わるようになったきっかけを 教えてください。
- ▲ 長年、介護事業を手掛けてきた中で、最近は住まいに関わる相談も増えてきました。 ある高齢者の方から「アパートが老朽化して建て替えることになり、立ち退かなけれ ばならなくなった」という話を聞きました。不動産屋に行っても高齢者だからと断ら れてしまう。行政に相談すると公営団地を申し込むように勧められるのですが、抽選 でなかなか当たらずどうすればいいのかわからないということでした。

Q まさに居住支援協議会に相談するケースです。

▲ その当時はまだ居住支援協議会がなく、とりあえず福祉関係者に、不動産会社に同行してもらうなどしたのですが、それでも借りることができませんでした。そうした状況の中、新しい住宅セーフティネット法が施行されました。

Q 選択肢が広がったことは大きいですね。

▲ 従来であれば老人ホームや高齢者住宅などの施設を紹介することが多かったのですが、デイサービスなどで話を聞いてみると、実は立ち退きで高齢者が転居せざるを得ないケースはそれなりにあって、居住支援のニーズが高いことがわかりました。

当初は簡単に考えていたのですが、不動産会社に相談するとことごとく断られました。 では、どうしたら貸してもらえるのかということを考えました。

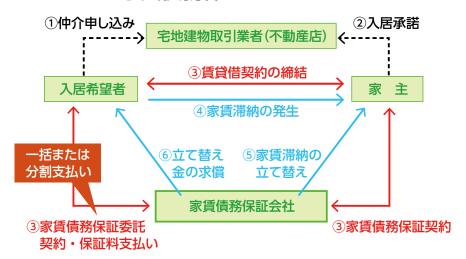
Q 貸してもらいやすいポイントがあるのですね。

▲ 居住支援の相談に来る方の多くは近くに親族がいない、あるいは家族と疎遠になっているというケースが多いので、不動産会社にしても貸主にしても、何かあった時に対応してもらえる人がいないと貸しにくい。また家賃をきちんと継続的に払ってもらえるかという不安もあります。その部分をしっかり手あてして、安心材料を伝えれば貸してもらえる率は上がります。

Q どのようなことが安心材料になるのでしょうか。

▲ 家賃債務保証については、現在は保証会社を利用するのが一般的なので、連帯保証人がなくても問題はありません。見守りについては、地域を挙げて高齢者をサポートする仕組み、つまり地域包括ケアシステムの実践です。例えば、介護保険サービスの対象者であれば、ケアマネジャーやホームヘルパー、あるいはデイサービスなどでも様子を見ることができます。そうした形で「様々な人の目で見ている」ことが伝われば、高齢者でも入居のハードルは下がります。

家賃債務保証サービス



身元保証サービス



(国土交通省:https://www.mlit.go.jp/common/001115324.pdf を参考に作成)

Q 支援が困難なケースはありますか。

▲ 例えば、事例2(P7)のケースでは、このタイミングでの相談だったので、希望に合う部屋を紹介することが可能だったのです。もし家賃が払いきれないまま誰にも相談できず、滞納がかさんでしまっていたら、強制退去させられていたかもしれません。そうなってからの相談だと、有効な手が打てないことになってしまいます。

ブラックリストに載ってしまうと、次の引っ越し先を探しても保証会社の審査が通らなくなります。例えば、相談者が女性であれば一時シェルターなどを利用して、その間に物件を探しながら生活保護に繋ぐような手立てもありますが、全てが上手くいくわけではありません。また、一部、区市町村によって社会福祉協議会が入居保証を行うような制度もありますが、レアなケースだと考えた方がいいでしょう。現実的には行政を通じて老人ホームにお願いしてもらうことしか解決策がありません。

Q そうした事態を防ぐ手立てはありますか。

▲ こうした状況が発生する要因のひとつが、「本人が滞納に気づかない」というパターンです。公営住宅などでは、家賃は□座からの引き落としが多いかと思われます。□座にお金が入っているうちはいいですが、例えば、夫に先立たれた場合などは、年金収入も少なくなりますから、貯金が尽きてしまい、残高不足で引き落としができないケースも出てきます。

そうなれば当然、残高不足で引き落としできなかった旨、いつまでに支払う旨の通知が来ているはずです。ところが、目が悪くて何が書いてあるのか見えない、あるいは、認知症を発症していて状況を理解できないということもあり得ます。一人で誰とも話す機会がない状況であったり、身体が動かなくなっていたりということが原因でも起こり得ます。そうなってしまうと、ゴミ出しもできなくなり部屋の中がゴミだらけになってしまうような例もあります。

こういった方は、身寄りがいなかったり、家族と疎遠になっているケースが多い傾向にあります。区市町村によっては民生委員が地域を見回り、様子がおかしい世帯に気づいて相談してくる例もありますが、未然に防ぐには、地域での見守りや連携が非常に重要になります。

Q 現状で感じている課題等あれば教えてください。

▲ 高齢者が皆さん同じ経済状況ではないので、必ずしも希望どおりの居住支援が受けられるわけではないという点です。多少余裕がある方であれば、見守りサポートや万一の際の残置物の処分など有料サービスを利用することもできますが、年金のみでの生活だとかなり厳しいので、状況により社会福祉協議会に繋ぐ等の形になります。

重要なのは、高齢者の居住支援は入居したら終わりではないという認識です。日頃から行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネジャー、ホームヘルパーなどと連携することで、地域包括ケアシステム(次頁参照)を機能させること。それができれば高齢者にとってもっと住みやすい世界になります。忘れてはいけないのは、誰もが歳をとり、いずれ高齢者になるということ。こうした問題を我がことと考えることができれば、いずれ自分に返ってきます。

○ 今後に期待することは。

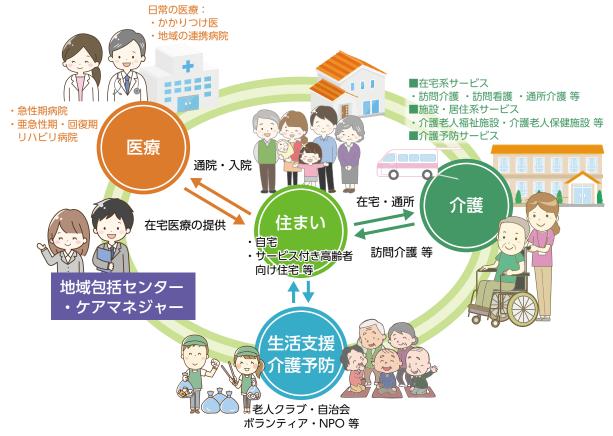
▲ 少子高齢化が進み、今後、賃貸住宅市場の中心は高齢者になっていきます。周囲の サポートでリスクを軽減できれば、転居が少なく年金により支払いが安定している 高齢者は、貸主にとって優良客であると思われるので、セーフティネット住宅が増 えることを期待します。

~制度・用語~

地域包括ケアシステム:

高齢化が進行する中、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるための地域の包括的な支援・サービス提供体制。なお、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこと必要があり、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として想定しています。

地域包括ケアシステムのイメージ



(厚生労働省: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/を参考に作成)

③ 身体障害者の事例

事故で入院、車椅子生活 となった方の退院後の 住居探し

【身体障害者】

相談者

事故で障害が残り歩行不能となった子供の家族

相談先

病院の医療ソーシャルワーカーの紹介で居住支援法人へ相談

相談内容

子どもが、事故の影響で障害が残り歩行不能となり、退院後も車椅子生活となるため、車椅子で入れる物件に転居したい。

(対応)

協力不動産店に打診して車椅子で入居可能な物件を紹介してもらう。事前に物件の周囲に段差などがないか下見したうえで家族が何軒か内見、メジャーを持って玄関の広さや、車椅子で曲がることができるか等を実際に測るなど生活に支障がないか確認したうえで申し込む形に。断られた物件もあったが3軒目で成約。

対応した居住支援法人の担当者に聞く

本人が生活しやすいかどうかは内見しないと なかなか判断できない

- **○** 車椅子の方の居住支援のポイントを教えてください。
- ▲ やはり段差や玄関の広さなどの確認が重要になります。こればかりは図面だけでは わかりませんから、内見が必須です。例えば、部屋の中は大丈夫でも、共有スペース が車椅子で通れなかったという例もあります。また道路からのエントランスなども含 めた周囲の環境も見ておく必要があります。

条件的にはなかなか難しいですね。

▲ 数多く見るしかないと思います。ただ何度も見て、それでも条件に合わないとなると、ご本人の諦めにも繋がってしまいかねないので、事前にある程度調べて絞っておくようにしています。

Q 申し込んでも断られる例もある。

▲ 車椅子の場合、床などが傷つきやすいという理由で断られることがあります。それ以外にも、「ホームヘルパーが何度も出入りするのが嫌だ」という理由で断られた例もありました。ホームヘルパーが入る方がむしろ安心なように思うのですが、貸主側は色々と不安に考えるようです。セーフティネット専用住宅になると改修の補助も出るので、多くの貸主さんの理解が進むことを期待しています。

障害者の居住支援における現状と課題

- 障害者の地域生活を支えるグループホームについては、平成18年度に障害者自立支援 法のサービスとして位置づけて以降、入所施設や精神科病院等からの地域移行を推進する ために整備を推進してきたところであり、利用者数は令和元年11月に入所施設の利用者 数を上回り、令和3年2月には約14万人に増加。
- 障害者が重度化・高齢化する中、グループホームにおける重度障害者の受入体制の整備が課題であり、平成30年度報酬改定において新たに重度障害者に対応する日中サービス支援型グループホームを創設するとともに、令和3年度報酬改定において重度障害者支援加算の拡充等を図った。
- 一方、グループホームの利用者の中には一人暮らしや家族、パートナー等との同居を希望する者が存在。

平成30年度に障害者総合支援法のサービスとして、入所施設やグループホーム等から 退居した一人暮らしの障害者等の地域生活を支援する自立生活援助を創設したが、サービスが十分に行き渡っていないため、一定の支援があれば本人が希望する一人暮らし等の生活が可能な者であっても、グループホームに留まらざるを得ない状況がある。

また、障害者の親亡き後を見据え障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備を進めているが、一部の市町村における整備に留まっている。

障害者総合支援法の「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保」という基本 理念を踏まえ、障害者が希望する地域生活の実現・継続を支える支援の充実が課題。

○ なお、グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない 事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されな いといった支援の質の低下が懸念される。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 社会保障審議会障害者部会 第113回(R3.6.28) 資料 2より抜粋)

4 視覚障害者の事例

目が不自由だが自立して 暮らしたい

【視覚障害者】【高齢者】

相談者

病気が原因で目が不自由な高齢者

相談先

ケースワーカーを介して居住支援法人へ相談

相談内容

目が不自由な高齢者とその母の二人暮らしだったが、母が施設に入居したため、現在の住居では家賃が高く、一人用の物件に転居したい。本来であれば施設で暮らすのが一番安全だが、できれば自立して暮らしていたい。目が不自由で高齢のため1階を希望

対応)

希望どおり、アパートの1階の部屋が見つかり転居。普段の生活については、居住支援法人の訪問サービス(定期または随時※有料)を利用。 担当者が月1回訪問し、郵便物や書類などの確認や公共料金の支払いのチェックをしている。

対応した居住支援法人の担当者に聞く

事前の連携と見守りが成約への早道

○ 目が不自由な方だと日常的に支援が必要になります。

★ 従来、ケアマネジャーはついていたものの、ホームヘルパーとは気が合わず断っていたようで、その代わり、在宅薬剤師*の人が様子を見に来てくれていました。ところが転居したことでエリアが変わり、在宅薬剤師の方が来られなくなってしまいました。その事で、郵便物などの書類確認や月々の支払いなどが滞るなど、日常生活に支障がでる恐れがあるため、居住支援法人が行っている月1回担当者がチェックをする訪問サービス(定期または随時)を利用してもらうことにしました。

※自宅や施設などで生活する患者のもとに医薬品を届け、服薬の指導や管理を行う薬剤師のこと

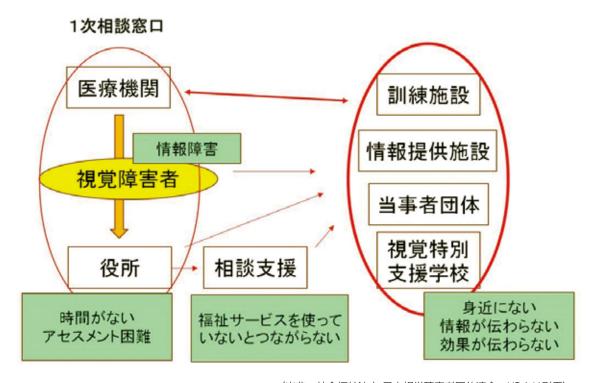
Q 日常生活の支援体制が重要ということですね。

▲ 当初は相談者の部屋探しを優先していたものの、実際には事前の連携を優先しないと難しいです。事前に、様々な福祉サービスと繋げていれば、日頃の悩み事などを相談できます。「なぜ転居が必要なのか」について本人と話をした結果、転居しないでそのまま住み続けた方がいいという事例もありました。

「転居しない」という選択も居住支援のあり方のひとつに なります。

▲ また住み替えをする場合でも、事前に福祉サービスとの連携ができていれば、不動産会社や大家さんも安心して貸すことができます。そのうえで転居先が決まったら、連携している関係者で集まって、見守り等の対策をあらためて話し合うようにしています。日頃からの見守りで、何らかの「変化」があった場合に早く気づくことができます。その結果、どうしても一人で暮らすのが難しいということになれば、在宅に見切りをつけて施設への入居を勧めることも可能です。貸す側も借りる側も安心できる形をつくることが、理想的な居住支援になります。

視覚障害者と各関係機関の相関図 (現状)



(出典: 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 HPより引用)

5 精神障害者の事例

精神疾患で入院 ⇒退院後の住居探し

【精神障害者】



退院後の住居を探している精神障害者の家族

相談先

病院を介して居住支援法人へ相談

相談内容

精神疾患で精神科の病院に入院。もともと遠方に家があったが、恐怖心がありその地域には住めないことから退院後の住居を探したいと家族から相談



本人が入院中で内見ができないことに加え、本人との意思の疎通が難しく、居住に結びつかず。

対応した居住支援法人の担当者に聞く

成約が難しいケースも多いが周囲の協力で 状況の改善も

Q 精神障害者の居住支援の現状を教えてください。

▲ 成約が非常に難しいというのが現実です。不動産会社でも9割は断られます。また不動産会社が協力的でも、貸主が断ることも多く、ハードルは非常に高いです。以前は容認していただいていた貸主でも、代替わりして断られるケースも増えています。このあたりは社会全体の課題といえます。

▲ グループホームなどを紹介することになります。自立を目的とした通過型のグループホームもありますが、利用期間が3年間となっており、現実的にはその期間内での自立はなかなか難しいです。こうした事情から(通過型でない)滞在型グループホー

ムに入ってもらうケースが多いです。グループホームは、支援そのものは手厚いのですが、日中は働きに出てくださいと言われることが一般的なので、精神科に入院していた方が退院していきなり入るのは難しさもあり、なかなか成約できずそのまま入院が続いてしまったケースもあります。

また軽度の方であれば、シェアハウスに入るという選択肢もあります。私たちが運営しているシェアハウスの場合、2週間の体験をしてから本入居となりますが、実際に暮らしてみて、合えば長く暮らすことも可能ですし、逆にお金の管理などの課題を (家族が) 感じて、グループホームに移った方もいます。

民住支援にあたってのポイントを教えてください。

▲ 元々、独立して生活している方の場合、「今の住居は精神的に辛い」という理由で住み替えても、辛さが解消されなかったケースもあります。そういう意味でも、事前の相談でコミュニケーションをとって、何が不安でどう辛いのか、本人の気持ちをよく聞いておくことが重要です。話をすることで不安が解消されて、実は転居の必要はなかったというケースもありました。

Q 住居探しにとどまらず、生活そのものの支援が必要という ことですね。

▲ 高齢者の場合は、近年見守りと緊急通報をセットにするようなサービスが出てきています。精神疾患の場合、求められる要素は少し違うのですが、それに近いパック型のサービスがあればいいのにとは感じています。例えば、夜中であっても不安を感じたら看護師が来てくれたり、1日1回、安否確認に来てくれたりというところです。精神疾患の方は一度不安を感じるとどんどん不安になってしまう傾向があるので、大家さんの負担も大きいし、それが不安で貸せないというケースもあります。こうした部分を周囲が支えるようなシステムがあれば、居住可能な物件はもっと増えていくのではないかと考えています。

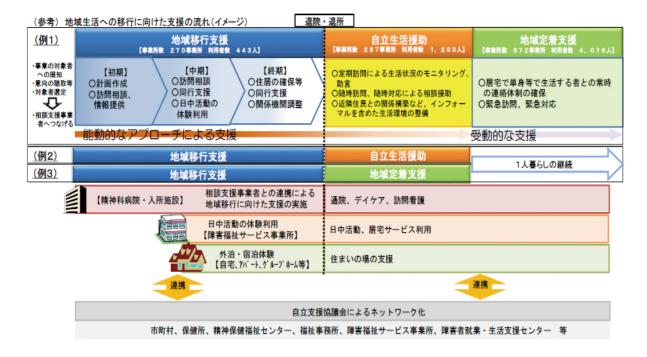
○ 相談を受けた場合の留意点はありますか。

▲ 私たちのような支援団体に早めに繋いでいただくことが重要ですが、その際に「こういうタイプの方」「こうした事情がある方」といった事前の情報をいただけるとこちらも対応の準備ができるので助かります。いきなり「紹介されたから来ました」と来所される形だと、相談者の方にまた1から話してもらわなければならず、こちらもスムーズな対応が難しくなります。事前の連携をお願いしたいです。

~制度・用語~

通過型グループホーム:障害者が地域で自立した生活ができるよう、居住の場の提供と日常生活において必要な援助を行うとともに、グループホームから単身生活への移行を図るための取組や援助を行うことを目的としたグループホーム。単身生活への移行に当たっては、概ね3年間で単身生活へ移行できるよう取り組む(入居者が、正当な理由無く長期にわたり利用することはできない)。

地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



(出典:厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害者の居住支援について 令和3年6月28日 p23)

6 ひとり親の事例

コロナ禍の中、子どもたちが 家にいることでテレワークも ままならず、仕事に支障が 出てしまうので転居したい

【ひとり親】【生活困窮者】

相談者

非正規社員として子ども二人を育てるひとり親の女性

相談先

区役所の福祉課を介して居住支援法人へ相談

相談内容

母子3人でワンルームの部屋で生活しているが、コロナ禍で小学校が休校、保育園も感染者が出て休園となってしまい、子どもたちが家にいる状況で仕事ができなくなった。職場はテレワークを認めてくれたものの、狭いワンルームで子どもたちもストレスが溜まってすぐケンカを始める状況の中、仕事に支障が出てしまうので少し広めの部屋に移りたい。

対応

相談者は子どもたちが寝てから、夜中に真っ暗な中、パソコンをつけてかろうじて仕事をしている状態だったため、住み替えを支援。幸い条件に合う物件が見つかり、学校・保育園に通える範囲内で転居が実現。部屋が広くなったことで子どもたちが部屋にいる状況であっても、仕事が滞る問題は解消された。

対応した居住支援法人の担当者に聞く

学校の問題など子どもたちの生活も 考慮した居住支援が必要

★ 狭いお家に住んでいる方が子どものことを考えて、少し広めのお家に引っ越したいというケースが多いです。しかし、経済的に賃料が高いところは難しいというパターンがほとんどですから、簡単ではないです。

多くの場合、ひとり親になる際は自立することが先決になりがちです。離婚して子どもの親権を確保して、自分の仕事も何とかして、保育園や学校に通わせてということが優先されるので、住居はあまり条件を選ばず、「とりあえず住めるお家」という探し方になり、多くの場合、ワンルームになるためです。

○ 部屋探しの際に、広さ以外ではどんな要望が多いですか。

▲ 立地が大きいです。まず学校に縛られるケースが多いです。やっと生活に慣れて学校にも通っているので、できれば転校をしたくない。学区内、特に「小学校から5分以内」といった条件を言われてしまうと、探すのに苦労します。保育園を替わることにはそれほど抵抗はないのですが、学校になると転校を嫌がりますね。ただ、もし子どもが学校に馴染めず、登校できなくなってしまうようなことがあれば、お母さんも働けなくなりますから気持ちはわかります。

Q 成約に至るまでに難しい点はありますか。

★ 初期費用の問題は大きいです。居住支援法人の担当者が、相談者と共に計画書を作り連帯保証人になることで、無利子借り入れ(生活福祉資金貸付制度)の相談を行政にするなど、費用についての相談支援も行っています。生活保護を受けている場合も、子どもの成長などの事情があれば引っ越しは可能なのですが、原則として区市町村をまたげないなど制限もあります(移管処理があるものの簡単ではない)。

Q 入居後の支援体制はいかがでしょう。

▲ 住宅確保要配慮者の居住支援すべてに共通することですが、決して、紹介して終わりではありません。住み替えはゴールではなく、新しい生活の始まりということです。引っ越しをしたらまず、様々な福祉サービスとつなぐことが重要です。私たちは毎月600世帯にお米や食料を配布するフードサポートを行っているので、まずそれに登録してもらったり、近くの子ども食堂やプレーパーク、学習支援などのサービスを紹介したり、近隣の民生委員につなぐこともしています。ここまでは支援の基本セットです。居住支援だけではなく、その後の生活をどうサポートするのかを考えて、少なくとも2~3カ月は伴走支援するように心がけています。

Q 求められる支援も世帯によって様々です。

★ 物件を探す際に、その世帯の置かれている状況を考えながら、民生委員の○○さんがいるところがいいのではないかというように、地域の支援体制を考慮するケースがあります。学校であれば、たとえば外国人の場合だと「ここの小学校は日本語教室が入っている」ということも重要な要素になります。普通に不動産会社で探すと「駅から何分」とか間取りが判断基準になりますが、私たちが探す場合は子どもと安心して長く住めることに重点を置きます。

○ ひとり親世帯の場合、経済的な生活支援も重要になります。

★ 実際に「家賃が払えない」という相談が来ることもあります。大家さんに2回に分けてもらうようお願いして、聞きいれていただいたケースもあるのですが、それも日頃からの信頼関係がないとなかなか難しいと思います。また、払えない時にすぐに相談してもらえればいいのですが、例えば、3カ月滞納してから問題が発覚すると、手当てが難しくなるのはもちろん、大家さんとの信頼関係が損なわれてしまうので、他のトラブルに繋がるなど悪循環に陥ってしまいます。支援の際には十分なコミュニケーションを取りながら、問題が生じたらどんなことでもその場で相談してもらうようにすることが大切です。

○ 支援制度などを利用する方法もあります。

▲ 支援の手厚さは区市町村によって異なります。例えば、隣の区の方が家賃は安く物件も多いのでそちらへ引っ越したけれど、支援制度がないため結果的に苦しくなったという例もあります。住むところさえあればいいというわけではないので、現実的にはその後の生活支援も含めて決めていくことが求められます。

Q 現在感じている課題を教えてください。

▲ 最近は、ひとり親で子どもを育てながらも、自分の親の介護が始まって苦労するケースが多くなってきています。実家ならまだしも、ひとり親世帯で高齢者を抱えているとなると、まず物件を貸してもらえません。そういう場合は、公営住宅頼みになりますが、競争率が高いのでなかなか入れないのが現状です。

また国土交通省の住宅セーフティネット制度の中で、セーフティネット住宅は家賃 低廉化支援等の補助が受けられますが、国がつくって推奨している制度であり、居住 支援の根幹でもありながら、実際には使える市区町村が少ないという現実があります。 こうした部分は現状の大きな課題です。

最後にひとり親世帯の居住支援のポイントを教えてください。

▲ 一番重要なポイントは、住み替える前、住み替える時、住み替えた後それぞれの状 況に応じたサポートがある事をしっかりと伝えることです。相談者は、解決してほし い具体的な悩みと、解決したいという本人の意思があるので、相談者の気持ちをしっ かりと尊重しながら、一つ一つ丁寧に説明していくことが大切だと考えています。

セーフティネット登録住宅(専用住宅)への補助制度を 創設している地方公共団体

								令和	4年7月時点
都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料 等低廉化	都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料 等低廉化
	札幌市	-	-	<u>©</u>	神奈川県	横浜市	-	<u>©</u>	<u>©</u>
	網走市	<u>©</u>	<u>©</u>	-	静岡県	長泉町	-	0	-
北海道	当麻町	-	0	-	愛知県	名古屋市	<u>©</u>	<u>©</u>	<u>©</u>
	音更町	-	0	0		岡崎市	0	-	<u>©</u>
	本別町	-	0	-		京都市	-	0	0
青森県	十和田市	<u>©</u>	<u>©</u>	-	京都府	宇治市	0	-	-
岩手県	花巻市	<u>©</u>	<u>©</u>	<u>©</u>	大阪府	(府)	-	-	<u>©</u>
宮城県	大崎市	<u>©</u>	<u>©</u>	-		(県)	0	<u>O</u>	<u>O</u>
	(県)	0	-	-	兵庫県	神戸市	-	-	0
	山形市	<u>©</u>	<u>©</u>	-		姫路市	-	<u>©</u>	-
	米沢市	0	-	-		神河町	-	<u>©</u>	-
	鶴岡市	<u></u>	0	0	和歌山県	(県)	<u>©</u>	-	-
山形県	寒河江市	0	-	-		和歌山市	<u>©</u>	-	-
山形県	上山市	-	0	-	鳥取県	(県)	<u>O</u>	Q	<u>O</u>
	南陽市	<u>©</u>	<u>©</u>	<u>©</u>		鳥取市	0	0	0
	大石田町	-	0	-		米子市	-	0	0
	舟形町	0	-	-		倉吉市	0	0	0
	白鷹町	0	0	-		南部町	-	0	0
	(県)	<u>Q</u>	<u>O</u>	Q	岡山県	倉敷市	ı	0	-
福島県	郡山市	ı	0	0	徳島県	(県)	ı	©/O	-
田山木	いわき市	-	<u>©</u>	<u>©</u>	福岡県	福岡市	0	<u>©</u>	<u>©</u>
	石川町	0	-	-	熊本県	玉東町	0	-	-
栃木県	栃木市	-	0	-		(県)	0	-	-
群馬県	前橋市	0	-	-	鹿児島県	薩摩川内市	<u>©</u>	0	-
埼玉県	さいたま市	-	-	<u>©</u>		徳之島町	0	-	-
千葉県	千葉市	-	-	<u>©</u>	沖縄県	那覇市	<u>©</u>	-	-
T 未示	船橋市	-	<u>©</u>	-					
	(都)	<u>O</u>	<u>O</u>	<u>O</u>		0 :	都道府県から	管内市区町村·	への支援
	墨田区	<u>©</u>	<u>©</u>	<u>©</u>		◎ :	地方公共団体	から事業主体・	への支援
	目黒区	-	-	<u>©</u>					

0

世田谷区

中野区 豊島区 練馬区 八王子市

東京都

(国土交通省 セーフティネット住宅情報提供システムより)

[※] 補助金の申請手続き等については、直接地方公共団体へお問い合わせください。

7 外国人の事例

子どもが成長して引っ越しを 考えているが、納得できる 物件を紹介してもらえない

【外国人】【ひとり親】【生活困窮者】

相談者

ひとり親世帯で生活保護を受けている外国人の女性

相談先

友人の紹介で居住支援法人へ相談

相談内容

子どもが成長して住居が狭くなったため、ケースワーカーに引っ越しを勧められたが、紹介された不動産会社の担当から提示された物件は1つのみ。「これしかないからこれでいいでしょう」という態度で、ケースワーカー側も「1つ見つかったのだからよかったでしょう」という反応だったが、内容的に納得がいかなかった。

対応

「外国人」「ひとり親」「生活保護」ということで「これしかないから 仕方ないでしょう」という偏見から限られた物件しか紹介されないケー スは多い。不動産会社に同行して一緒に話をして、何件かの物件を見せ てもらって、納得できた物件で成約。子どもの学校の手続きなども含め て支援を続けている。

対応した居住支援法人の担当者に聞く

入居後もしばらく伴走支援することで、 周囲との信頼関係を醸成する

○ 外国人の方の居住支援の現状を教えてください。

▲ 外国人の方の相談で多いのは、言葉がわからないことや、土地勘がないこと、あるいは不動産会社にあしらわれてしまう、保証会社の審査が通らないことなどです。また貸主がトラブルを嫌って、入居を断るケースも多いです。トラブルで多いのはゴミ出しなどです。きちんと周知すればできないわけではなくて、そもそもコミュニケーションが不足していることに起因する問題が多いように感じます。

住み替えの需要は多いのですか。

★ 狭いところに大勢で住んでいるケースが多いです。なかなか貸してもらえる物件がないので他の外国人の仲間の紹介などで入ることが多いのですが、他に借り手がいないような老朽化したアパートに住んでおり、子どもが大きくなって引っ越したいという例は多いです。また、こちらには夫婦で来て二人で働きながらワンルームに住んでいて、後から子どもたちを呼び寄せるので広い部屋に移りたいという場合もあります。

Q 外国人が借りられる物件が少ないなか、支援団体が同行することで部屋探しがスムーズに進むようになるのですか。

▲ 「全面的に支援する団体がついている」ということを見せれば、貸主も説得しやすいので、不動産会社も話を進めやすいという面があります。もちろんその結果物件も決まりやすくなります。私たちも紹介して終わりということではなく、その後の生活も支援することで大家さんの信頼を得るようにしています。

Q 居住支援のポイントは貸主との信頼関係の構築ですね。

▲ 私たちが紹介した外国人の方がいい入居者だったということになれば、支援団体としても信頼を得ることになりますから、次にどなたかを紹介した際に受け入れてもらいやすくなります。その意味でも1回1回きちんと支援していくことが求められます。

Q 信頼を得るためのポイントはありますか。

▲ 入居が決まってからも半年~1年程度、伴走支援することが重要です。ライフライン関係の契約はもちろん、住所変更や学校の手続き、また大家さんや近隣へのあいさつに同行したり、ゴミ出しのルールもきちんと教えて守ってもらうようにしたり、他の支援団体を紹介したり、時にはビザの問題などもあるので、その場合は法律事務所へ繋ぐことも必要になります。トラブルから退去につながるケースは多いので、そうなる前に察知して、トラブルを未然に防ぐことが大事です。そのためにも密接な支援が必要だと考えています。また大家さんを含めて地域に「今度(事情を抱えた)こういう方が引っ越してきます」という話を事前に共有しておくと、結束が生まれて、「困ったことがあったら言って」とか「小学校まで一緒に行こうよ」という形で、「みんなで守る」という動きになることが多いです。これは、地域にとってもコミュニケーションを活性化する効果があるということなので、なかなか興味深いです。また、これは日本人でも同じかもしれませんが、子どもを介して地域に溶け込んでいくケースは多いですね。

○ 逆に解決が難しい例はありますか。

▲ 永住権がない方で、コロナ禍での渡航制限により国に帰ることができず、ビザが切れて仕事もできなくなってしまった事例がありました。住居を探そうにも仕事がないので賃料の目処が立たない。また、この場合、様々な救済制度も対象外となってしまうので、お手上げになってしまいます。同じケースで子どもを抱えていたり、妊婦さんの場合もあります。支援団体が持ち出しで面倒を見ている例もありますが、現実的には解決困難です。

そのほか、今後に向けて課題だと感じていることを教えてください。

▲ 字が読めない、日本語がわからない方も多いので、例えば、行政の窓口に行ってパンフレットや地図をもらったり、連絡先を聞いたりしても、相談者自身の力ではそこから先に進めず、そのままになって支援につながらないケースも多いです。私たちは役所の方に対して、「相談者が目の前にいる時に、その場で電話してください」と伝えています。その場でかけてもらえば私たちの方で対応していきますので。その意味では、支援団体と行政が事前に信頼関係を築いておくことも重要だと考えます。

外国人の方が居住に関して困る事



8 DV被害者の事例

コロナ禍で働けなくなった 夫が家にいて荒れるように なった

【DV被害者】

相談者

夫からDVを受けている女性

相談先

区役所の福祉課を介して居住支援法人へ相談

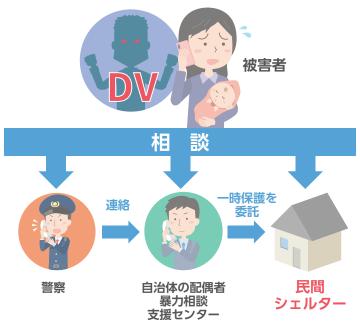
相談内容

相談者の夫は飲食店に勤務。コロナ禍で店が営業できず、家にいるようになり、仕事ができないことのストレスもあってか、家で荒れるようになった。仕事中に頻繁に電話がかかってきて出られないと激高するなど徐々にエスカレート。すぐに離婚を決断するところまでは思いきれないものの、DVに堪えかねて子どもを連れての別居を相談

対応)

相談者を一旦、居住支援法人が運営するシェアハウスに保護し、DVについては弁護士につなぐ。その後、弁護士との話し合いで離婚を前提に対応中

DV被害者が一時保護されるまでの流れ



2019.6.1 毎日新聞東京 朝刊を元に作成

8 DV被害者の事例

事例っ

父親から虐待をうけて いた女性の独立

【DV被害者】【外国人】

相談者

父親から虐待を受けている外国人の女性

相談先

外国人支援団体を介して居住支援法人へ相談

相談内容

外国人の女性で父親から虐待を受けているため、家を出て一人で生活したい。働いているので家賃は何とか払えるが、初期費用がないことと外国人であるため入居できる物件がない。行政に相談すると家族に連絡が行き、家に連れ戻されてしまう。

対応)

面談したところ日本人の友人がいることがわかり、事情を話して保証人になってもらったうえで、初期費用なしのアパートを契約。DVについては、弁護士に相談をして、現在対応中

対応した居住支援法人の担当者に聞く

重要なのは、連れ戻されないように保護すること

Q 対応のポイントはどのようなところでしょうか。

▲ まず保護すること、そしてすぐに弁護士に繋ぐことです。何らかの形で家族に連絡が行ってしまうと連れ戻されることになるので、状況によっては「どう逃げるのか」も相談者と一緒に考える必要もあります。うまく隔離できたとしても、例えば、子どもを連れている場合、保育園の前でお迎えのタイミングを狙って(DV加害者である)父親に待ち伏せされた例もあります。保育園側にも事情を理解してもらい、事前に示し合わせておいたことで連れ戻されるのは防げましたが、こうした可能性もあるということも考えておく必要があります。

○ その場合の住居の確保はどのように進めるのでしょうか。

▲ 一時的にDVシェルターに入ってもらうケースが多いです。シェルターに滞在できるのは2週間程度なので、その間に住居を探します。公営住宅などはDV被害者に優先的に割り当てられます(但し保証人が必要になります)。また初期費用がかからないアパートに入居するケースもあります。

Q 解決が難しい例はありますか。

▲ DVの相談者が外国人である場合は深刻です。頼るところがないうえに、多くの場合は家族ビザで滞在しているので、働く時間も制限されてしまうなど自立も簡単ではありません。ビザを変更しないと逃げられないという状況があり、支援には時間を要します。

○ 相談を受けた場合の留意点はありますか。

▲ まず保護を考えます。何らかの形で家族に連絡が行ってしまうと、連れ戻されるきっかけとなってしまうので注意が必要です。手紙の投函や、携帯電話の使用、友人や親族へ所在を知らせることも慎重にならざるを得ません。行政などもDVの相談がきた場合は家族には連絡せず、保護を考えて適切な関係団体に連絡していただければと思います。

~制度・用語~

DVシェルター:暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。民間団体によって 運営されている「民間シェルター」では被害者の一時保護だけに止まら ず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対す る様々な援助を行っている。

9 刑務所出所者の事例

刑務所出所者の居住支援と 就労支援

【刑務所出所者】

相談者

犯罪歴があることから住居がなかなか決まらない50代の刑務所出所者

相談先

居住支援協議会の紹介で居住支援法人へ相談

相談内容

犯罪歴があるため住居が借りられず、仕事もなかなか決まらない状況で の相談。身分証は現在作成中

対応

集団生活が得意でないため、一旦、居住支援法人が運営する家電付きアパートに入居し、そこを住所として生活保護を申請。居住支援だけではなく就労支援も行い、運送関係の仕事に就くことができ、現在は生活保護も脱却している。

対応した居住支援法人の担当者に聞く

重要なのは「人と人」の関係で垣根を 越えたコミュニケーションをすること

- 一般的に刑務所出所者の社会復帰はどのような過程をた どって行われるのでしょうか。
- ▲ 身寄りや頼るべき人がおらず、行き場所がない場合、更生緊急保護対象者として 保護観察対象者と同様に更生保護施設や、NPOや社会福祉法人が運営する自立準備 ホームに入ることができます。利用できる期間は最長6ヶ月で、その間に仕事を見つ け、働きながらその後の住居を確保するための初期費用を貯めるなど、一般生活の準 備をすることになります。

働き先は、協力雇用主にお願いするケースが多いです。

Q 更生保護施設や自立準備ホームを出た後の居住支援について教えてください。

▶ 刑務所出所者の住居確保が困難な要因としては、連帯保証人の確保と経済基盤の問題があります。準備段階でお金が十分に貯まらず、初期費用の目処が立たない場合は、シェアハウスを活用することもあります。連帯保証人がいないケースは、通常であれば保証会社を利用するのですが、犯罪歴があると大手の保証会社はなかなか通らないのが現実です。こちらとしてもある程度、犯罪歴を見越したうえで審査を通りそうな保証会社を案内するのですが、ネットニュースに載ってしまうような犯罪歴だとそれも難しくなります。どうしても行くところがない場合、私たちが直接管理する物件が空いていればそこに入ってもらうこともありますが、それも空きがあるとは限りません。

Q やはり犯罪歴は見られてしまうのですね。

▲ 現住所が更生保護施設だったり自立準備ホームだったりということで断られることもあります。犯罪歴も基本見られます。多くの場合、生活が困窮して助けを求める人がおらず、万引きや窃盗を働いたという事例が多いのですが、ネットニュースに出てしまったようなケースでは検索で引っかかってしまいますから、保証会社はもちろん、不動産会社の審査も通らなかったり、貸主が断ってきたりということがあります。

Q 就労にあたっても同様の問題があるのでしょうか。

▲ 仕事を探す場合でも同じです。協力雇用主の数はまだ少なく、また就労先も土木関係など肉体労働が多いのが現状で、それだと厳しい方も多い。身元保証制度の活用などの道もあるので、就労できる環境が広がっていけばいいのですが。

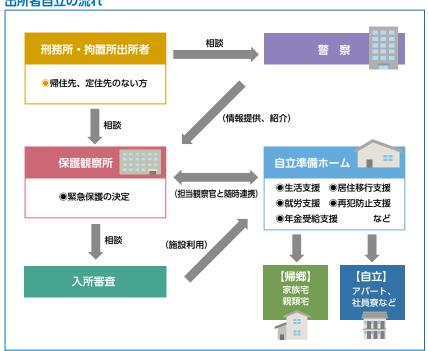
▲ 何よりも重要なのはコミュニケーションです。私たちは基本的に、相談者の犯罪歴を見ません。相手を傷つけるような言葉は使わないし、人格否定は絶対にしない。いかにも仕事だからという態度がNGなのはもちろんですが、こちらの「助けよう」というような空気感を出てしまっても、相談者が負担に感じることがあります。重要なのは支援者と相談者ということでなく、人対人の関係として、垣根を越えて話すことだと考えています。

~制度・用語~

協力雇用主:犯罪や非行をした人(刑務所出所者等)の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、または雇用しようとする事業主

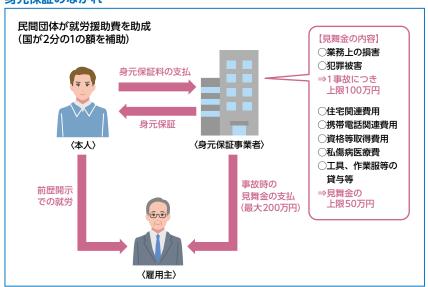
身元保証制度:就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について、民間事業者が1年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度

出所者自立の流れ



特定非営利法人エス・エス・エス https://www.npo-sss.or.jp/activity/ex_convict/ を参考に作成

身元保証のながれ



法務省 再犯防止白書 https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/html/n2140000.html を参考に作成



東京都居住支援協議会

編集·発行 東京都居住支援協議会事務局

(東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課)

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第二本庁舎13階

電 話 03-5320-4919

印 刷 株式会社 上野印刷所

登録番号(5)5





